

埼玉県人権政策推進会議設置要綱

(平成13年3月26日知事決裁)

(設置)

第1条 県民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県人権政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権政策の総合的な企画・調整に関すること。
- (2) 人権施策に係る基本的な方針の策定・推進に関すること。
- (3) その他人権施策推進に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、知事とする。
- 3 副議長は、県民生活部を所管する副知事の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1の職に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 議長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、県民生活部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副幹事長は、人権・男女共同参画課を所管する県民生活部副部長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。
- 7 幹事長は、必要に応じ、検討事項ごとに一部の構成委員により幹事会を開催することができる。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員会の設置)

第6条 幹事長は、推進会議の審議事項のうち、専門的事項の調査及び調整等を行うため、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の設置及び運営に関しては、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、県民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は議長が別に

定める。

附 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年7月16日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副知事、公営企業管理者、下水道事業管理者、知事室長、統括参事、報道長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、教育長、警察本部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長

別表第2（第5条関係）

部 局 名	委 員
企 画 財 政 部	企画総務課長
総 務 部	人事課長
県 民 生 活 部	人権・男女共同参画課長
危 機 管 理 防 災 部	危機管理課長
環 境 部	環境政策課長
福 祉 部	福祉政策課長
保 健 医 療 部	保健医療政策課長
産 業 労 働 部	産業労働政策課長
農 林 部	農業政策課長
県 土 整 備 部	県土整備政策課長
都 市 整 備 部	都市整備政策課長
会 計 管 理 者	出納総務課長
企 業 局	総務課長
下 水 道 局	下水道管理課長
議 会 事 務 局	総務課長
監 査 事 務 局	監査第一課長
人 事 委 員 会 事 務 局	総務給与課長
労 働 委 員 会 事 務 局	審査調整課長
教 育 局	人権教育課長
警 察 本 部	総務課長